

## 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(中間案)について

### 1 計画の背景と趣旨

平成27年度から実施された子ども・子育て支援新制度において、市町は制度の実施主体として「市町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じ、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととされており、県は、市町の計画等を踏まえて、「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援しています。

一方、国は、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするとの基本方針を示すとともに、令和5年4月に、新たな司令塔として「こども家庭庁」を創設しました。また、令和4年6月に、こども施策に関する包括的な基本法となる「こども基本法」が成立(令和5年4月1日施行)し、令和5年12月に、政府のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」と、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき基本的方向をまとめた、「こども未来戦略」が閣議決定されました。その中で、令和6年度から令和8年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」が示され、具体的な施策として、保育所等の職員配置基準の改善、保育士等の処遇改善、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の創設や出産等の経済的負担軽減などが盛り込まれ、推進されています。

こうした状況の中、県においても、令和2年3月に策定した『第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画』が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度から5年間を計画期間とする『第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画』を策定します。

### 2 中間案の概要

子ども・子育てを取り巻く状況や子育て支援等に関する制度の改正等を踏まえ、次の主な項目において、今後の取組内容等について記載しています。

#### (1) 教育・保育の量の見込み、確保方策(資料6-2 P8~11)

県は、各市町が策定した「第二期 市町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、教育・保育に係る量と質の確保が図られるよう、支援してきました。

保育の量の確保では、市町と連携し、教育・保育施設の認定こども園化に伴う認可の手続きや施設整備に係る補助手続き等の支援に努めてきました。市町や私立幼稚園による認定こども園の設置が計画以上に進捗する(計画:70施設/実績:117施設)など、地域の実情に沿った保育の受け皿整備が進んだ一方、保育士の不足等により、毎年、待機児童が発生しており、依然としてその解消には至っていません。

このため、次期計画においても、引き続き、市町と連携し、保育の受け皿確保を図り、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進（資料 6-2 P14～20）

地域における子ども・子育て支援を推進するため、事業の実施に必要な施設の整備費や事業の運営費を補助するとともに、これらの事業を支える人材の育成や資質向上のための研修を実施することなどにより、市町の取組を支援してきました。

こうした取組により、例えば、放課後児童クラブでは、支援の単位（児童の預かりの集団の規模）の数は増加し（R2：462→R6：525）、児童の受け入れ数も増加していますが（R2：17,184人→R6：20,158人）、一部の市町では、放課後児童支援員の不足等により受入体制が整わず、待機児童が発生しています。

次期計画においても、引き続き、市町が地域の实情に応じて定めた市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業が着実に実施することができるよう支援していきます。

なお、新たに創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」については、国の動向を注視し、市町に対して迅速に必要な情報を提供するとともに、次年度以降の市町における実施状況を踏まえ、必要な支援を行っていきます。

## (3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

（資料 6-2 P22～26）

県内の保育所等では、毎年、0～2歳の低年齢児を中心に待機児童が発生しており、その主な要因の1つに保育士不足があり、待機児童の解消や保育の質の確保・向上を図るうえで、保育士の確保は急務となっています。また、放課後児童クラブにおいても同様の状況で、放課後児童支援員等の不足により、一部の市町で十分な受入体制が整わず、待機児童が発生しています。

このため、保育所等では、三重県保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の育成・就業支援、新任保育士の就業継続支援や潜在保育士の現場復帰のための相談支援等に取り組むとともに、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生への修学資金貸付等を行います。加えて、現任保育士等の離職防止・就業継続支援の取組として、臨床心理士が保育所等を訪問してアウトリーチの相談支援を行うなど、多様な手段を講じて保育士の確保に努めます。

また、放課後児童クラブについても、放課後児童支援員認定資格研修等を、毎年複数回実施することで、支援員等の確保を進めていきます。

保育所等や放課後児童クラブでは、障がい児や外国につながる児童等、特別な配慮が必要な児童への支援の機会が増えつつあり、以前にも増して保育士等や放課後児童支援員等には質の向上や専門性の確保が求められています。

また、県内の一部の施設で、不適切保育事案が発生しており、保育士等を対象にした人権保育研修や保育士等キャリアアップ研修等の各種研修を実施するとともに、放課後児童支援員等に対する資質向上研修等も実施します。

さらに、地域における子育て支援ニーズの高まりを受け、子育て支援員研修の実施や母子保健コーディネーター養成など、子育て支援に携わる人材の育成に取り組めます。

#### (4) 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

(資料 6-2 P 27~28)

国の「子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)」により、市町・事業者が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から報告される経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を公表していきます。

#### (5) 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(資料 6-2 P 29~35)

児童虐待防止対策については、市町や関係機関との連携強化や市町の相談体制の充実に取り組み、県全体の児童虐待対応力の向上に努めます。

社会的養育については、「三重県社会的養育推進計画(I期)」に基づき、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化等、自立支援の推進や子どもの権利擁護への支援に取り組み、支援の充実を図ります。

ひとり親家庭等への支援については、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」に基づき、ひとり親家庭を含めた子どもの貧困の解消に向けた施策を総合的に推進することにより、ひとり親等の生活の安定と向上を図り、安心して子育てや生活ができる環境を整えていきます。

発達障がい児や医療的ケアを必要とする児童に対して、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行うとともに、外国につながる子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを行うとともに、保護者支援にもつながる取組を促進します。

#### (6) 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進 (資料 6-2 P 36)

性別や年齢等に関わらず、働く意欲のあるすべての人が働き続けられる職場環境づくりを促進します。

#### (7) 計画を推進するために (資料 6-2 P 37)

子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行います。

また、計画期間の中間年を目安として、市町計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、県計画の見直しを行います。

### 3 今後の予定

令和6年	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(中間案の説明) パブリックコメントの実施(～令和7年1月)
令和7年	2月	第24回三重県子ども・子育て会議(最終案の意見聴取) 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会(最終案の説明)
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(最終案の説明) 計画の策定